

令和5年6月2日 開 会  
令和5年6月13日 閉 会  
令和5年6月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和5年第2回(6月)川南町議会定例会会期表〔12日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	6月2日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	6月3日	土	休会
第3日	6月4日	日	休会
第4日	6月5日	月	議案熟読
第5日	6月6日	火	本会議(一般質問6人)
第6日	6月7日	水	本会議(一般質問2人)
第7日	6月8日	木	本会議(一般質問4人)(議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第8日	6月9日	金	常任委員会
第9日	6月10日	土	休会
第10日	6月11日	日	休会
第11日	6月12日	月	常任委員会
第12日	6月13日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1

## 第1号（ 6月2日 ）

本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	3
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について .....	4
町政運営方針について .....	4
議案上程・議案質疑(報告第1号 専決処分の報告について) .....	9
議案上程・議案質疑(報告第2号 令和4年度川南町一般会計繰越 明許費繰越計算書について) .....	10
議案上程・提案理由説明(議案第34号～第38号) .....	12
議案上程・提案理由説明(議案第39号～第40号) .....	14
議案上程・提案理由説明(同意第5号～第13号 農業委員会委員の 任命について) .....	17
散 会 .....	18

## 第2号（ 6月6日 ）

本日の会議に付した事件 .....	19
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	20
開 議 .....	21
一般質問 .....	21
1児玉 助壽 .....	21
2中村 昭人 .....	28
3蓑原 敏朗 .....	45
4内藤 逸子 .....	56
5乙津 弘子 .....	64
6米田 正直 .....	73
散 会 .....	87

### 第3号 ( 6月7日 )

本日の会議に付した事件	88
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	89
開 議	90
一般質問	90
1徳弘 美津子	90
2三原 明美	108
散 会	119

### 第4号 ( 6月8日 )

本日の会議に付した事件	120
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	121
開 議	122
一般質問	122
1河野 禎明	122
2中瀬 修	130
3田中 宏政	145
4小嶋 貴子	156
議案質疑・委員会付託(議案第34号)	162
議案質疑・委員会付託(議案第35号)	162
議案質疑・委員会付託(議案第36号)	163
議案質疑・委員会付託(議案第37号)	164
議案質疑・委員会付託(議案第38号)	164
議案質疑・委員会付託(議案第39号)	170
議案質疑・委員会付託(議案第40号)	178
散 会	179

## 第5号（6月13日）

本日の会議に付した事件	180
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	181
開 議	182
委員長報告・討論・採決(議案第34号～第38号)	183
委員長報告・討論・採決(議案第39号～第40号)	201
投票・採決(同意第5号～13号 農業委員会委員の任命について)	204
議員派遣の件	206
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	206
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件	206
閉 会	207

川南町告示第83号

令和5年第2回(6月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月30日

川南町長 東 高 士

- 1 期日 令和5年6月2日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	乙津 弘子 君	2番	内藤 逸子 君
3番	蓑原 敏朗 君	4番	田中 宏政 君
5番	河野 禎明 君	6番	児玉 助壽 君
7番	中村 昭人 君	8番	米田 正直 君
9番	中瀬 修 君	10番	小嶋 貴子 君
11番	三原 明美 君	12番	徳弘美津子 君
13番	河野 浩一 君		

○ 不応招議員(なし)

# 令和5年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和5年6月2日 (金曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和5年6月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(乙津弘子・内藤逸子)
- 日程第4 町政運営方針について
- 日程第5 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第 2号 令和4年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第34号 川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第35号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第36号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第37号 川南・都農介護認定審査会共同設置規約の変更に関する都農町との協議について
- 日程第11 議案第38号 川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について
- 日程第12 議案第39号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第40号 令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第 10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第 11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第 12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 13号 農業委員会委員の任命について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	.....東 高 士 君	副町長	.....河野 秀二 君
教育長	.....坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	.....小嶋 哲也 君
総務課長	.....大山 幸男 君	まちづくり課長	.....甲 斐 玲 君
財政課長	.....川崎 紀朗 君	税務課長	.....米田 政彦 君
町民健康課長	.....谷 講 平 君	福祉課長	.....渡邊 寿美 君
環境課長	.....河野 英樹 君	産業推進課長	.....河野 賢二 君
農地課長	.....三好 益夫 君	建設課長	.....黒木 誠一 君
上下水道課長	.....大塚 祥一 君	教育課長	.....山本 博 君
代表監査委員	.....永 友 靖 君		

---

午前9時00分開会

**○議長（河野 浩一君）** おはようございます。

ただいまから令和5年第2回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議会日程は、お手元にお配りしてある通りであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。5月15日、新富町で開催されました児湯郡市町村議会議長会において、役員について審議し、会長に川南町議会の河野浩一、副会長に都農町議会の三輪隆之議長が選任されました。

なお、定期監査の結果並びに例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配付してありとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から13日までの12日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの12日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、乙津 弘子君及び内藤 逸子君に指名をします。

日程第4、町政運営方針について町長から町政運営方針について所信表明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 皆さんおはようございます。

本日ここに、令和5年第2回川南町議会定例会の開会にあたり、町政運営に対する私の所信を申し述べます。

このたび、町民の皆様の温かい御理解と御支援・御協力を賜り、第11代川南町長の重責を担わせていただくこととなりました。

私は川南町の素晴らしい自然と豊かな大地、そしてそこに住む人情豊かな皆さんたちとともに、町民に寄り添った「こころ豊かで明るく住みよい町を作る」ため、立ち上がりました。

本町は今年、開庁70周年を迎え、開拓の地として、先人たちの偉業、ふるさとや後世に対

する熱い思いを正しく理解し受け止め、今を生きる我々もその先の未来をしっかりと見据えながら、まちづくりをしていかなければなりません。

日本は法治国家であり、国民が主権を持つ民主主義国家です。

国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な行為が「選挙」であります。民主主義の原則である多数決は、人々の意見を集約し、決定する際に用いる方法です。より多くの支持を得た者が代表者とすることによって、政治の安定化を図ります。また、より多くの支持を得ることを「民意を得る」とも表現します。

選挙によって選ばれた代表者は、住民の代表者となり、その代表者が職務を行うに当たっては一部住民の代表者ではなく、すべての住民のために政治を行うこととなります。「人民の、人民による、人民のための政治」は民主主義の基本であり、住民と政治の関係を象徴する有名な言葉です。

私は、町民皆さんに最優先課題として、新中学校建設を中止するというお約束と、5つの柱を公約に掲げ、立候補いたしました。今回の町長選挙において、私は4,080票獲得し、投票率では52.12%を得ました。この結果は過半数を得ており、町民の皆さんの民意を十分に得ているものと思っております。

その負託にお応えするため、町民ファーストを念頭に、「新生川南」を構築すべく、議員の皆様はもとより、町民皆さんと対話をしながら、公平で公正な開かれた町政を実施し、誰もが幸せを実感できる川南町を町民皆さんと一緒に作ってまいります。

それでは5つの柱について御説明いたします。

第1の柱は、「生きる力を育むまちづくり」です。

「ふるさと納税」や「ふるさと宅配便」これはまだ仮称であります。などを積極的に活用し、「稼げる自治体」を目指します。会社になぞれば、町長は社長、副町長は専務で、町民の皆さんは株主であります。いかに高い配当を配分できるか、職員とともに一緒に汗をかいてまいります。

今後予想される少子超高齢化社会、縮小社会、税収減少など厳しい社会をにらみながら、これらに備える財政的な準備が不可欠であります。

いつの時代でも、保健、医療、介護、福祉政策は必須であり、これから迎える超高齢化社会ではさらに財源を必要とします。

一方で人口が減少し、経済が縮小すれば、それをまかなう財源が追いつきません。

教育や子育て支援は縮小どころか、これまで以上に強化していかなければなりません。

また、これから次々と寿命を迎える社会インフラの整備などに鑑み、「ふるさと納税」の寄附額を増大させるとともに、行政主導による「ふるさと宅配便（仮称）」をあわせて設置し、財源を確保したいと考えております。

この他、「PLATZ（ぷらっつ）」の運営もさらに収益が高まるよう、効率化を図り、売上

高を増大させ、さらに福祉の充実を図ってまいります。

また、災害の被害極限を目指し、万全な体制を構築するため、「危機管理室」を新設し、危機管理監、仮称であります、配置いたします。

今や、想定外という言葉は通用しません。

あらゆる災害に、直ちに対処できる体制を普段から作っておかねばならないと考えております。この「危機管理室」は、町長の一元的な指揮系統の確立と、迅速に人員や物資などを派遣できる町の組織作り、体制作りであります。

本県では、「南海トラフ大地震及び日向灘沖大地震」の発生確率が高いと叫ばれていますが、本町から1人の犠牲者も出さない覚悟であり、町民の生命財産を守るのは行政の長の責任であると考えております。

しかしながら、津波被害が最も甚大と予想される通浜地区において、避難路を「地域防災計画」でレッドゾーンに指定する旧金毘羅神社跡に作っています。果たして高齢者を含む住民の方々の避難救助ができるのだろうか考えると、「避難タワー」の必要性が浮かんでまいります。

国の国土強靱化計画は当初5年間ということでしたが、新たに法制化して、期間も延長する方向に進んでいるとの情報を得ましたので、ぜひとも、国、県の支援を得て建設をし、発災したら通浜や伊倉地区の人々が避難できる手段として役立てたいと考えております。

次に、町民皆様に夢と希望と活力を与えた地方自治、産業経済、教育芸術文化スポーツ、公共福祉、町民生活の向上、社会道徳の高揚の5分野で、本町の発展に貢献され、本町の名声を高めた方々を顕彰する「町民表彰制度」を新設し、町民のやる気をさらに振作し、川南町民としての誇りを取り戻そうと考えております。

また、多くの町民の皆さんから厳しい声に基づき、本町の中学生以下、また本町の後期高齢者の方は、本町の公共施設を御利用になる場合は、無償化してまいります。

第2の柱は「資源を生かしたまちづくり」です。

本町の産業経済は、農畜産業を中心に動いています。農商工連携による地場産業を育成し、農畜水産品の高付加価値化、6次産業化を図り、農漁業家の強化を支援してまいります。

また本町を代表する特産品を新たに増やしていくために、農商工連携による地場産業の育成と加工場の設立による「特産品」を開発し、卸売業者への支援を通じて、「カワミナミブランド」の確立を目指してまいります。

現在、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、国内産の木材の価格が上昇するという「ウッドショック現象」が続いています。好機だと考え、製材業者と連携し、県産材の市場拡大を目指し、森林経営事業者を育成してまいります。

第3の柱は「暮らしを守るまちづくり」です。

町民と、町民の皆さんとの対応を通じて、民意を町政に反映させることが、地方自治の第一歩ではないかと考えています。

原則として月1回、「タウンミーティング」を町内各地で開催していこうと考えています。町内に在住の方であれば、どなたでもこの場所でも参加することができます。早速今月末から始めてまいりる予定でございます。

さらに、民意を反映させるため、男女半々からなる「町政諮問委員会」を新設いたします。本町が抱えるいろいろな課題について、多角的に審議していただき、町長に答申をする制度です。

次に生活弱者と言われる高齢者・体の不自由な方・女性や子供などが「安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

公共施設の「バリアフリー化」や「てすり」の設置、「洋式トイレ」などを完備して、生活弱者に寄り添った優しいまちづくりを目指してまいります。

現在の町内の閉塞感と活気のなさの大きな要因の一つは、町内の皆様が汗と涙で納められた税金が町外に流出しているからであります。町内の業者、商店を使わないため、町内の経済を著しく疲弊させています。

私は極力役場の物資購入・発注を町内業者にできるよう指導しており、町内の経済を活性化させてまいります。

また、町民の皆様には極力町内で買い物をしていただくよう奨励してまいります。

本町の主なイベントである「軽トラ市」、「夜市まつり」、「ロードレース大会」、「モーツァルト音楽祭」、「電飾大作戦」などの支援や、九州トップリーグに所属する社会人ラグビーチーム「川南クラブ」応援のなども積極的にしてまいります。

また、昨年で終了いたしました「トロントロンフェスティバル」も、これから検討を重ね、近いうちに名称やイベントなどの内容は変わるかもしれませんが、必ず復活させます。

なお、皆さんお楽しみの「花火大会」は今年も例年どおり開催する予定であります。

次に、川南パーキングエリアに「スマートインターチェンジ」を設置して、通勤や経済活動の広域化、商工業者の立地による就業者の増加、観光客の増加などの地域経済の活性化に加え、高度医療機関への緊急医療の充実といった効果などが図られるものと考え、誘致活動に積極的に実施してまいります。

第4の柱は「郷土愛を力にするまちづくり」です。

県人会や、川南会などの様々な機会を利用し、本町出身者で町外にお住いの方々に本町の魅力、利点を積極的にPRして、正しく理解していただき、企業誘致や起業希望者を支援してまいります。

また、リモートワーク可能な拠点を整備し、自由な働き方を実践する人材を呼び込みます。加えて、移住希望者の情報を収集し、要望に合う受け入れ体制の整備を目指します。そ

して行政と企業が一丸となって、「人口減少に打ち勝てる川南町」の実現、「定住者の増加」を目指してまいります。

第5の柱は「未来につなぐまちづくり」です。

こどもは地域の宝です。現在、給食費の無償化に向けて国も検討されているとのことですが、私の在職期間、小中学生の給食費は無償化してまいります。

また来年度からになります。本町の小中学校入学時に入学祝金、小学校5万円、中学校10万円を支給し、保護者の皆さんの御負担を軽減をさせていただきます。

学校教育の勉学、部活の質を充実させるため、専門家や指導者を招聘してまいります。我が国はもちろんのこと、国際舞台でも活躍できる人材を輩出できる土壌の醸成を目指してまいります。

また、小中学生に本町の歴史とともに、伝承されてきた数々の祭りや各種風俗、伝統、文化、各地に残されている史跡などを学んでもらい、確実に次世代にそれらのことを伝承させるようにしていきます。

今を生きる私達は平和で安全、そして幸福感を享受しています。これを次の世代に確実に繋いでいく責務をまた背負っています。そして、男女の性別に関わりなく、お互いの人権を尊重して、個性と能力を発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」の実現を発信していかねばならないと考えております。

以上、5つの柱についてご説明をいたしました。

最後になりましたが、私が議会で傍聴にまいった際、「検討するという答弁は何もしないことだ」と発言された議員さんがおられました。私が町政を預からせていただく間は、検討することが生じた事項につきましては次の定例会で、必ず担当課から回答させます。

議員各位におかれましては、5月の臨時会でも申し上げましたが、立法は良識の府として行政を厳しく監視する責任があります。

議員各位は研鑽を積まれ、議員としての立場をわきまえられて、地域の皆さんに、議会の状況を詳しく説明されるとともに、地域の皆さんと語られ、その声を町政に反映していただけるよう、切にお願い申し上げます。

浅学非才のわが身であります。選挙運動時などで申し上げましたとおり、粉骨砕身、全身全霊、愛する川南町のために全力を尽くしてまいりますこととお約束いたします。

私は町民の皆さんに、「川南に住んで良かった」と胸を弾ませて語れるよう、子や孫には夢と希望を抱かせ、明るい未来に邁進できるよう、町民の皆さんの先頭に立ち続けます。

今後とも町政運営に格別の御理解と御指導賜りますようお願い申し上げます。私の所信といたします。

御清聴どうもありがとうございました。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で町政運営方針について所信表明を終わります。

傍聴人に申し上げます。川南町議会傍聴規則第8条の規定により、議場内など帽子の着用は御遠慮をお願いします。その壁にも書いてあります。

よろしくをお願いします。

日程第5、報告第1号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

**○町長（東 高士君）** 報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容に関しましては専決処分書にありますとおり、令和5年3月3日に町道番野地西・保育所線の路肩部分を建設課職員が整備中にバックホウの前方部が番野地保育園駐車場フェンスに接触し、破損させたものであります。

損害賠償金は9万750円で、本町が加入してます損害賠償保険から支払われています。

以上で報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

**○議員（内藤 逸子君）** 今回の報告では、保育所の設置フェンスって言われましたけど、この作業について、ちゃんとバックを確認するような、何人で作業されたんでしょうか。

**○建設課長（黒木 誠一君）** バックホウには1人の会計年度任用職員が乗っておりました。また、土を運搬するために1人、運搬する職員がついております。番野地保育園の西側町道の路肩整備作業中のごさいまして、番野地保育園の敷地と町道舗装の間、1メートル程度の敷地をですね平坦に綺麗にならず作業中、誤ってバックホウの前頭部が保育園の駐車場のフェンスに接触したものでございます。

作業は、運搬する方も含めてですね、2人で行っておりました。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 番野地保育所は今民営化ですけども、土地っていうのは、川南町が持って貸してるんじゃないんですかね。どうなんですかね。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。

午前9時24分休憩

.....

午前9時26分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** ただいまの御質問にお答えいたします。土地は町有地のごさいまして無償で貸し付けをしております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** はいわかりました。

こういう事故がちょこちょこ報告されて専決処分にされますけど、やっぱり安全にしてもらいたいし、人身事故がなかったということがよかったなと思いますので、気をつけてお願いします。

**○議長（河野 浩一君）** 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。以上で報告を終わります。

日程第6、報告第2号令和4年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について提出者の報告を求めます。

**○町長（東 高士君）** 報告第2号は、令和4年度川南町一般会計予算において繰越明許費を計上しました。

新中学校建設用地購入費及び補償費、新規就農者用ハウスの整備補助金並びに農山漁村活性化整備対策事業施設整備補助金につきまして、翌年度への繰越額が令和4年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。以上報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 新中学校建設用地購入費及び補償費やけんどんよ、こういうふう  
に繰越で会計処理していいとですか。

予算がいろいろ原則があって、本来ならこういう議案処理の中で会計処理せないかんちゃねえですか。これやともう何が何かもう、混雑して、町の予算わけわからんなるもんじゃけん、会計年度とは収入支出に区切りをつけるべき期間で、国地方公共団体だと毎年4月1日から翌年3月31日までと定めている。法208条1項これはそれぞれの団体が行政の計画と結果の比較検討し、行政の成果を見るために一定の期間を定め区切り付けるためのものである。

さらに会計年度を定め、年度と年度の区分けをして、相互に収支が混同しないよう、各会計年度における歳出はその年度の歳入をもって、これに充てなければならない。と定めているわけですよ。

これは、本来なら令和4年度の補正予算書、こういう何で予算処理せんないかんちゅ思うがよ。こんげなこつしよったら何でもありになるとおもいませんか。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

繰越明許費の意義ということですね、予算につきましては先ほど議員がおっしゃられた

とおりですね、会計年度単位として作成されるものでありまして、その効力の及ぶ範囲は当該年度のみということで会計年度独立の原則が地方自治法の208条で定められております。しかしながらですね、普通地方公共団体の処理すべき事務事業は多種多様でございまして、この中には性質上また、予算成立後の事由に基づいて、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができるかとされております。こちらが繰越明許費というものでございまして、会計年度独立の原則の例外で地方自治法第213条に定められております。

また、これに基づいてですね、令和4年度中の議会におきまして繰越明許費の予算を計上してですね、その確定したものにつきまして今回報告をさせていただいているものでございます。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 関係課長の苦しい事情の胸の内もわかりますけども、いろいろ予算はもう決まった様式があるわけですから、単一予算主義の原則というのは、地方公共団体の会計は一考のものとし、あらゆる歳入歳出を一括しての軽減すること。これは一括して財政上の統制を図り財政全般を計画的に見通しを立てて乱費を防止しようとするものであります。もう簡単に乱費ができるやねえねこんげなやり方だったら、やるならやるごつよやっぱこうちゃんとわかるようにしとかんかったら、決算やなんやで大変苦勞すると思うわけです。町長から命令でこういう予算の会計処理をしたとか知らんけども、町長やっぱルールがあっちゃかいよ、公金じゃかいよ、公金が公金として、やっぱ適正に会計処理せないかんて思うわけですが、どうですか町長。

**○町長（東 高士君）** 適正に規則に基づいて処理されておりますので、何ら問題ないと私は思っております。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 他に質疑はありませんか。

**○議員（中村 昭人君）** ただいまの令和4年度一般会計繰越明許費の計算書ですが、この総務費の新中学校購入及び補償費でございます。

この学校建設にあたってはですね、これ開発行為ですので県の許可が必要ということで、その開発行為をもつての補償費の支払いということの理解でよろしいでしょうか。それと、現在まで補償費が支払われているのかどうか、あわせてお答えください。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

開発行為につきましてはですね、そちら開発行為の方とは直接関係はないかと考えておりますが、支払いについてはですね、土地購入費とですね、補償費につきまして、令和4年度中ではですね、1億2356万4204円既に支払いが終わっております。

あと、令和5年度中、実際はですね、補償費のかかる部分、お家を建て直されて家移りし取り壊す等が終わらないと補償費っていうのは出せないもんですから、それが終わってない部分とそれに関わる土地、また農地ですね、所有権移転等そこへんがまだ終わってない

ところがございますので、そこが終わって完了した後にお支払いする予定の分というのが1億747万458円、こちらが5年度中に支払う予定としておりますので、ここに必要な経費を今回繰越として挙げさせていただいております。以上でございます。

**○議員（中村 昭人君）** はい、それで開発行為を必要とするものはあるけども、その開発行為が終わってからでないで補償費が払えないことではないという御理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。

午前9時40分休憩

.....  
午前9時41分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

**○副町長（河野 秀二君）** 今、中村議員がおっしゃった開発行為の件ですけど、今後、県との協議の中で、開発行為が必要か否かの判断は、協議の中で決まると思いますので、今現在はまだ開発行為になるというものではありません。以上で終わります。

**○議員（中村 昭人君）** ということはですね、この土地購入の目的というのは、学校建設用地ではないということよろしいですか。

私の理解ですね開発行為を学校建設都市計画区域内でやる場合には、開発行為が必要な土地の広さだったと理解をしておりますが。あともう一点すいません、農地の転用の許可がまだ下りてないという部分に関しては、これはいつ頃の終了、要するに転用終了予定なのかということも一つお願いします。

**○農地課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

農地の転用の件ですが元々ですね、以前の計画であると学校用地で取得ということで協議を進めてまいっておりました。学校用地ということになると、転用が必要となり、農地転用が必要になります。農地転用の許可というのが、開発行為の許可と同時にしか出せないということで、県との協議の結果になったため、それが終わったときが終了の時期ということで今進めてきてまいったところでございます。以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第7、議案第34号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第35号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第9、議案第36号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川南町特定教育保育保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第10、議案第37号川南・都農介護認定審査会共同設備設置契約の変更に関する都農町との協議について、日程第11、議案第38号川南町立中学校統合整備基本計画の廃止について、以上5議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本5議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 議案34号から議案38号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案34号は、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務に従事した場合の特殊勤務手当の特例につきまして、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、当該特例に関する条例を削るものであります。

議案35号の改正は、国民健康保険税の医療分の所得割額を100分の6.98に、均等割額を3万6500円に、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2.58に、均等割額を1万4300円に、介護分の所得割額を100分の2.16に、均等割額1万6500円にそれぞれ引き上げるものでございます。

平成30年度以降の国民健康保険事業特別会計は国民健康保険運営基金と、繰越金を除いた単年度収支差額を除いた単年度収支差額が赤字に転じており、令和4年度においては、約2600万円の赤字となる見込みです。

令和4年度末における国民健康保険運営基金の残高見込み額は約2億8500万円ですが、このペースで推移すると、4、5年で同基金が枯渇し、国民健康保険事業の安定的な運営が困難になることから、同基金に余力あるうちに徐々に引き上げを行うものであります。

議案第36号は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令が、令和5年3月31日に公布されたことにより、保育所保育指針の制定者を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改める改正と家庭的保育事業者及び職員の記録は、書面に代えてパソコンで作成したデータ等の電磁的記録により行うことができることとする改正を行うものでございます。

議案37号は、介護保険法第14条に規定する介護認定審査会を本町と都農町とで共同設置し、毎週1回、5人の審査委員で審査会を実施しており、この審査委員の負担を軽減するために、委員定数を15人から20人以内に増員する規約の変更を、都農町と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案38号は、令和3年第8回川南町議会で可決いたしました川南町立中学校統合整備基本計画につきまして、その計画を廃止するため、川南町議会の議決すべき事件を定める条例第

2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上5議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第39号令和5年度川南町一般会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第40号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）、以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** その提案理由を御説明申し上げます。

議案39号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億6405万9000円とするものでございます。

それでは第1表の歳入から御説明いたします。

地方譲与税は、325万の増額で森林環境贈与税であります。

国庫支出金は、6112万1000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものであります。

県支出金は、4058万6000円の増額で、県市町村連携プレミアム付商品券等発行事業及び物価高騰等対策プレミアム付商品券等の発行事業が主なものであります。

繰入金は4億5044万3000円の増額で、財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金及びふるさと振興基金繰入金であります。

諸収入は、8490万円の増額で、スポーツ振興くじ助成金が主なものであります。

町債は2億4830万円の増額で、緊急自然災害防止対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化）が主なものであります。

次に歳出につきまして御説明いたします。

議会費5万6000円の増額で、システム利用料であります。

総務費は、1億234万5000円の増額で、庁舎等施設改修工事、高等学校就学支援給付金及び一般コミュニティ助成事業助成金が主なものであります。

民生費は、161万4000円の増額で、会計年度任用職員の報酬が主なものであります。

農林水産業費は、1667万1000円の増額で、ファイト酪農緊急支援事業補助金が主なものであります。

商工費は、8388万6000円の増額で、電子地域通貨ポイント付与キャンペーン助成金及び花火大会補助金が主なものであります。

土木費は、4億374万5000円の増額で、町道舗装、路肩側溝及びその他補修工事、運動公園野球場改修工事並びに町営住宅維持管理工事が主なものであります。

消費費は、761万4000円の増額で、広報等業務委託料及び防災ハザードマップ更新業務委

託料が主なものであります。

教育費は、2億7266万9000円の増額で、学校給食費特別対策事業支援金、文化ホール図書館の照明設備更新工事及び共同調理場の空調機器更新工事が主なものであります。

第2表地方債補正は、脱炭素化推進事業（総務債）です。の限度額を210万円、緊急自然災害防止対策事業（土木債）の限度額を4700万円とそれぞれ追加し、学校教育施設整備事業債の限度額を4700万円に、公共施設等適正管理推進事業学校（長寿命化）教育債の限度額を1億9650万円にそれぞれ変更するものであります。

議案第40号は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により影響を受けた町内経済を回復するために実施する事業に伴う予算計上であり、歳入歳出それぞれ3億7012万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1057万9000円とするものでございます。

歳入につきましては、県市町村連携プレミアム付商品券等発行事業及び物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業に係る事業収入の増額であります。

歳出につきましては、事業実施に伴う電子地域通貨事業費の増額であります。

以上2議案、補足説明のある事案につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 補足説明があればこれを許します。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** 議案第39号の財政課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。12ページから13ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費の14節工事請負費7173万1000円は、役場本庁舎の改修工事で、本館と別館の外壁塗装、本館1階トイレの洋式増設とリニューアル、本館階段の片側手すり増設と別館階段の両側手すり増設、本館南側正面玄関のひさし腐食による改修及び本館と別館のエレベーター2台を、経年劣化による改修を行うものです。以上で財政課関連の補足説明を終わります。

**○まちづくり課長（甲斐 玲君）** 議案第39号のまちづくり課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。12から13ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費、高等学校等就学支援給付金1113万6000円は、令和4年度に1人当たり月3000円としていた支援金を1人当たり月5000円として交付するものです。

次のページをお願いいたします。

同じく企画費県移住マッチング支援事業交付金140万円及びひなた暮らし実現応援支援金200万円は、国及び県の移住支援金制度の拡充に伴い予算を計上するものでございます。

2款1項11目自治振興費、一般コミュニティ助成事業助成金490万円は、鶯戸の本振興班及び通山一振興班が実施する一般コミュニティ助成事業に対し、一般財団法人自治総合センターから助成金を受け、これを交付するものです。

20、21ページをお願いいたします。

9款1項4目災害対策費、防災ハザードマップ更新業務委託料391万2000円は、地域防災計画の見直しに伴い、ハザードマップの詳細変更を行うものと、数カ国語の外国人向け防災マップを作成するために予算を計上するものです。

以上でまちづくり課関連の補足説明を終わります。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 議案第39号の産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

16ページから17ページをお願いします。

6款1項6目畜産業費、18節負担金補助及び交付金1305万円は、購入粗飼料や農耕飼料の高騰、濡れ子価格の下落などで経営が逼迫している酪農家を緊急的に支援するため、出荷する乳量に応じて補助するものです。

7款1項2目、商工業振興費、18節負担金補助及び交付金5364万8000円は、第1弾として、县市町村連携プレミアム付商品券等発行事業、第2弾として、物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業を利用し、地域通貨によるポイント購入に対し、10%または20%のプレミアムポイントを付与し、コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復を支援するための費用です。

18ページから19ページをお願いします。

7款1項3目観光費18節負担金補助及び交付金765万円のうち、550万円は、去年の開催を最後に終了したフェスティバルイントロントロンに代わり、町民から存続の要望の多い花火大会開催を支援するための費用です。

また、食のイベント開催補助金200万円については、町内経済回復に資するため、誰もが楽しむことができる食のイベントを昨年引き続き開催するための費用です。

以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

**○建設課長（黒木 誠一君）** 議案第39号建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

18から19ページをお願いします。

8款3項2目公共交通費の12節委託料35万円は、川南駅周辺は朝夕の交通量が多く、送迎の車が混雑するため、安心安全で利用しやすい駅周辺環境整備に向け、JR敷地払下げ予定地の鑑定調査を行うものです。

続いて、20、21ページをお願いいたします。

8款3款3目、都市公園費の14節工事請負費3億円は、令和9年度に宮崎県で開催予定の国民スポーツ大会軟式野球場の内定を受けており、国からの改修指摘箇所や、老朽化した箇所の改修を行います。

8款4項1目、住宅管理費の18節負担金、補助金及び交付金300万円は、現在、国庫補助

を利用した危険空き家解体事業を行っていますが、補助対象要件が厳しく、事業推進が厳しいため、町単独で実施するものです。

補助額については、1件当たり50万円程度を予定しております。

以上です。

**○教育課長（山本 博君）** 議案第39号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

22から23ページをお願いします。

10款2項2目の教育振興費18節、負担金補助及び交付金2547万円と、10款3項2目の教育振興費18節1709万9000円は、学校給食費特別対策事業支援金として、学校給食費無償化のための予算です。7月分から実施していきたいと考えています。

10款4項2目文化施設費14節工事請負費1億9767万8000円は、文化ホール、図書館複合施設の設備改修工事等の予算です。緊急を要するものを優先的に取り組むこととし、照明設備の更新工事1億4265万6000円、非常用直流電源盤及び蓄電池交換工事1369万8000円、舞台吊物設備の改修工事として4132万4000円の予算を計上しています。

10款4項3目文化財保護費10節需用費220万円は、川南湿原の遊歩道の支柱が経年劣化により腐食損壊しており、湿原来場者の安全対策を講じる必要があるため、修繕の予算を計上しています。

24から25ページをお願いします。

10款5項3目学校給食費14節工事請負費3010万円は、学校給食共同調理場の改修工事等に関する予算です。主なものとして、老朽化している空調機器の更新工事1366万1000円と、経年劣化している外壁の防水塗装工事、859万1000円の予算を計上しています。

以上で教育課関連の補足説明を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第14、同意第5号農業委員会委員の任命について、日程第15、同意第6号農業委員会委員の任命について、日程第16、同意第7号農業委員会委員の任命について、日程第17、同意第8号農業委員会委員の任命について、日程第18、同意第9号農業委員会委員の任命について、日程第19、同意第10号農業委員会委員の任命について、日程第20、同意第11号農業委員会委員の任命について、日程第21、同意第12号農業委員会委員の任命について、日程第22、同意第13号農業委員会委員の任命について、以上9案件を一括議題とします。

朗読は省略します。

本9案件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（東 高士君）** 同意第5号から同意第13号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。現在の農業委員会の委員の任期が令和5年7月19日までであるため、農業委員会の委員等提出条例に基づき、9名を委員として任命したく、農業委員会等に関する法

律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

委員の選考に関しましては、法律等に定められている選任要件を満たし、農業委員会の所掌に係る事項に関し、その職務を適切に行うことのできる方を選任いたしました。

御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時11分散会

---